

新型コロナウイルス感染症緊急経済支援策

富士見市内共通商品券 消費活性化クーポン券

問 産業振興課 ☎ 253

商品券の販売期間

9月14日(月)～11月30日(月)

商品券・クーポン券の利用期間

9月14日(月)～令和3年2月28日(日)

商品券の販売場所

市内各郵便局

(平日のみ。午前9時～午後5時)

三芳郵便局、三芳みよし台郵便局

(平日のみ。午前9時～午後4時)

8月1日時点で市に住民登録のある方(世帯)を対象に、
市内の取扱加盟店で使える商品券・クーポン券を1世帯につきそれぞれ1冊を販売・配布します。
(商品券は、販売期間終了後、販売総数に達しない場合、再販売を行うことがあります)

富士見市内共通商品券 1冊13,000円分の商品券(500円×26枚)を10,000円で販売

内訳 【A券】10枚▶市内取扱加盟店全店舗で利用可 【B券】16枚▶大型店舗を除く小売店のみ利用可

消費活性化クーポン券 1冊3,000円分のクーポン券(500円×6枚)を無料で配布

内訳 【A券】2枚▶市内取扱加盟店全店舗で利用可 【B券】4枚▶大型店舗を除く小売店のみ利用可

【商品券・クーポン券の利用の流れ】

9月上旬から順次各世帯へ商品券購入引換券とクーポン券を簡易書留で郵送します。



商品券▶

9月14日(月)以降に商品券購入引換券と本人確認書類を郵便局に持参し、10,000円で商品券を購入。9月14日(月)から利用できます。

クーポン券▶

9月14日(月)から利用できます。

取扱加盟店募集

小売店、飲食店、サービス店など、日常的に買い物などができる市内の店舗や事業所を対象に募集しています。応募方法など詳しくは富士見市商工会にお問い合わせください。

問 富士見市商工会 ☎049-251-7801



富士見市商工会

注意事項

- ・不動産や換金性の高いギフト券、電子マネー、公共料金などの支払いには利用できません。
- ・おつりは出ません。
- ・転売、譲渡、換金はできません。